九十八　南郷信用金庫　宮崎県日南市南郷町中村乙二千五百三十六番地ロノ一
九十九　鹿児島相互信用金庫　鹿児島県鹿児島市泉町二番三号
百　北央信用組合　北海道札幌市中央区南一条西八丁目七番地一
百一　釧路信用組合　北海道釧路市北大通九丁目二番地
百二　五城信用組合　宮城県柴田郡大河原町大谷字町向百一番地七
百三　北郡信用組合　山形県村山市楯岡晦日町一番八号
百四　山形中央信用組合　山形県長井市本町一丁目三番三号
百五　山形第一信用組合　山形県東置賜郡高畠町大字高畠六百八十七番地
百六　那須信用組合　栃木県那須塩原市永田町六番九号
百七　かみつけ信用組合　群馬県高崎市田町百二十五番地
百八　東群馬信用組合　群馬県伊勢崎市境三百十五番地の五
百九　銚子商工信用組合　千葉県銚子市東芝町一番地の十五
百十　北部信用組合　東京都台東区雷門二丁目二番十号
百十一　中央商銀信用組合　神奈川県横浜市中区蓬莱町二丁目三番地
百十二　半原信用組合　神奈川県愛甲郡愛川町半原四千百七十七番地
百十三　新潟縣信用組合　新潟県新潟市中央区営所通一番町三百二番地一
百十四　協栄信用組合　新潟県燕市東太田六千九百八十四番地
百十五　巻信用組合　新潟県新潟市西蒲区巻甲四千百八十番地一
百十六　山梨県民信用組合　山梨県甲府市相生一丁目二番三十四号
百十七　都留信用組合　山梨県富士吉田市下吉田千七百二十九番地
百十八　富山県信用組合　富山県富山市大手町三番五号
百十九　信用組合愛知商銀　愛知県名古屋市中村区則武一丁目五番一号
百二十　三河信用組合　愛知県蒲郡市神明町十二番二十号
百二十一　イオ信用組合　岐阜県岐阜市加納桜田町三丁目十一番地二
百二十二　滋賀県信用組合　滋賀県甲賀市水口町八光二番四十五号
百二十三　京滋信用組合　京都府京都市右京区西院三蔵町二十番地の二
百二十四　のぞみ信用組合　大阪府大阪市中央区内本町二丁目三番五号
百二十五　兵庫ひまわり信用組合　兵庫県神戸市長田区松野通一丁目三番二号
百二十六　朝銀西信用組合　岡山県岡山市北区駅前町二丁目六番十九号
百二十七　熊本県信用組合　熊本県熊本市紺屋今町一番一号
百二十八　大分県信用組合　大分県大分市中島西二丁目四番一号
百二十九　宮崎県南部信用組合　宮崎県日南市南郷町中村乙八千二百四十一番地二
百三十　鹿児島興業信用組合　鹿児島県鹿児島市東千石町十七番十一号

2　指定期間

市町村長又は特別区長に対して特定中小企業者の認定を申請することができる期間は、平成二十二年一月一日から平成二十二年六月三十日までとする。

○国土交通省告示第千三百七十五号

次のように高速自動車国道の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十一年十二月二十五日から三十日間国土交通省九州地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十一年十二月二十五日

国土交通大臣　前原　誠司

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
九州縦貫自動車道鹿児島線	福岡県鞍手郡鞍手町大字中山字中屋敷一二三一番三から同県鞍手郡鞍手町大字中山字中屋敷一二六六番二まで	平成二十一年十二月二十五日九時
宮崎線		

○国土交通省告示第千三百七十六号

海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第六条第一項の規定に基づき国土交通大臣が施行していた海岸保全施設に関する直轄工事を一部完了したので、海岸法施行規則（昭和三十一年農林省・運輸省・建設省令第一号）第二条第二項の規定に基づき、公示する。

平成二十一年十二月二十五日

国土交通大臣　前原　誠司

工事を完了した区域	工事の種類	工事完了の日
次に掲げる地点を順次結んだ線及び(1)に掲げる地点と(27)に掲げる地点とを結んだ線により囲まれた海岸保全区域の区域 (1)　松阪港東防波堤灯柱（北緯三四度三六分五九・三秒、東経一三六度三三分四〇・九秒）から二二五度三〇分一、六八七・〇〇メートルの地点 (2)　(1)に掲げる地点から二八度〇〇分二九九・〇〇メートルの地点 (3)　(2)に掲げる地点から三〇度〇〇分三〇二・〇〇メートルの地点 (4)　(3)に掲げる地点から一一九度〇〇分五・〇〇メートルの地点 (5)　(4)に掲げる地点から二九度三〇分一〇五・〇〇メートルの地点 (6)　(5)に掲げる地点から三〇〇度〇〇分一二・〇〇メートルの地点 (7)　(6)に掲げる地点から三〇度三〇分一四三・〇〇メートルの地点 (8)　(7)に掲げる地点から一一五度〇〇分五四・〇〇メートルの地点 (9)　(8)に掲げる地点から一五八度三〇分九・〇〇メートルの地点 (10)　(9)に掲げる地点から一一五度〇〇分二五〇・一八メートルの地点 (11)　(10)に掲げる地点から二〇五度〇〇分一四・五〇メートルの地点 (12)　(11)に掲げる地点から一一五度〇〇分九・六四メートルの地点 (13)　(12)に掲げる地点から二五度〇〇分一四・五〇メートルの地点 (14)　(13)に掲げる地点から一一五度〇〇分四七四・一八メートルの地点 (15)　(14)に掲げる地点から一一五度〇〇分九〇・〇〇メートルの地点 (16)　(15)に掲げる地点から一一五度〇〇分二二・〇〇メートルの地点 (17)　(16)に掲げる地点から二〇度〇〇分八・〇〇メートルの地点 (18)　(17)に掲げる地点から二〇度〇〇分二〇・〇〇メートルの地点 (19)　(18)に掲げる地点から二三度三〇分四〇・〇〇メートルの地点	海岸保全施設の新設、改良及び災害復旧	平成二十一年十二月二十五日